

四日市市告示第511号

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）第5条第1号の施設は、次のとおりとします。

なお、四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）第5条第12号の施設（平成24年四日市市告示第149号）は廃止します。

平成27年12月28日

四日市市長 田中 俊行

四日市市旅館業法施行条例第5条第11号の施設

施設の名称	所在地
四日市市少年自然の家	四日市市水沢町大谷 1423-2
あさけが丘中央公園	四日市市あさけが丘二丁目 1-157
富洲園公園	四日市市天カ須賀五丁目 12-23
堀の田公園	四日市市鶉の森二丁目 979
大井手公園	四日市市大井手一丁目 148-1
塩浜南公園	四日市市大字塩浜字里浦 604
川原町公園	四日市市川原町 5
中央公園	四日市市栄町 5
羽津城山公園	四日市市城山町 2
小倉1号公園	四日市市楠町小倉字三之縄 841-1
本郷子どもの遊び場	四日市市楠町本郷 207

(健康福祉部 衛生指導課)